

調達要領指定書	発簡番号	売払要求番号 与那国駐業11号
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和8年1月15日
	作成部課	与那国駐屯地業務隊 補給科
	作成年月日	令和8年1月9日
品名	使用済車両売払い	
仕様書番号	GV-Z001013E	

1 売払い車両

品名	車台番号	単位	数量	備考
11/2tトラック	XCD30-0001257	EA	2	
	XCD30-0004208			
1/2tトラック	V16-7400633		2	
	V16-7200391			
1tトレーラ・トレクスCT-1000G・フルトレーラ	T-59418		1	
1tトレーラ(高機動車用)・トレクスCT-1000E・フルトレーラ	T-55032 T-55630		2	
1/4tトレーラ・ソーシンT29・フルトレーラ	T29-0326		1	
31/2tトラック	SKW476-7002072		1	
人員輸送車2号	BE640E-210135	1		

1.1 解体等作業場所

与那国島内での解体作業

1.2 事前確認及び解体時間

- 入札日の10日前までに現地(物)の事前確認を行うものとする。その際の調整窓口は、入札公告に示す仕様書担当部署とする。
- 期日までに事前確認ができない場合は、別途調整すること。
- 調整無く事前確認を行わない者の苦情等は受け付けない。
- 解体作業における官側担当者の立会等については別途調整とする。また、解体時間については平日とし、やむを得ず休日等に作業を実施する場合には事前に担当者に通知することとする。

2 解体等作業

2.1 使用済車両内部に残存する油等の処理は、油抜き取り装置において抜き取るものとし、抜き取った油等の処分は請負業者が行うものとする。

2.2 廃車置き場から解体作業場までの使用済車両の移動は請負業者が行うものとする。

2.3 解体作業時に発生した廃棄物及びごみ等は請負業者の責任において回収するものとする。

2.4 官側の支援において解体・破碎に必要な水道、電気を使用する場合は事前に契約担当官と協議すると共に仮設用メータを設置して使用するものとし使用料金の徴収を受けるものとする。

3 提出書類

- 3.1 陸上自衛隊仕様書に示す書類及び使用済自動車引取証明書（様式は、による。）を提出する。
 3.2 官側の実施する解体・破砕確認報告書の作成に協力するものとする。
 3.3 提出書類は、与那国駐屯地業務隊補給科補給班とする。

一使用済自動車引取証明書

1	使 用 部 隊 名		
2	リサイクル券番号		
3	車 台 番 号		
4	車名（車両番号）		
5	預託金額（円）		
6	引取業者	登録番号	印
		氏 名	
		事業所名称	
		所 在 地	
		電話番号	
7	引 取 年 月 日		